

# 令和 2 年

法人会の公益・共益事業には一般の方でもご参加できます。

(詳しくは行事予定をご覧下さい)

# 開催

税を考える週間

2020年11月12日本 18:00 開始





# 令和元年分



新型コロナウィルス感染症の 影響により納付が難しい方に は、猶予制度があります。 まずは「国税局猶予相談セン ター」へお電話下さい。

2020年11月1日発行

# Contents

11·12·1月の行事予定 ····································
理事会報告
令和 $3$ 年度税制改正に関する提言 $\cdots \qquad 4$
<b>委員会・部会活動報告</b> 6
玉川税務署からのお知らせ 10
特別寄稿「植物の接着、酵素で自在に キクの台木にトマトの実」 ・・・・・ 14

### <お問い合わせ>

発行人 / 公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎 編集 / 公益社団法人玉川法人会 広報委員会 事務局 / 東京都世田谷区玉川 2 丁目 1 番 15 号 TEL 03-3707-8668 FAX03-3707-4992 http://www.tamagawa.or.jp/

玉川法人会 検索

# 11月の行事予定

5 (未) 第1・2・3支部合同ご ルフコンハ 。 9:00 森永高滝カントリー倶楽部

12休) 税を考える週間オンライン講演会

16億 公益事業推進委員会 16:00 法人会事務局

18例 納税表彰式 16:00 玉川税務署

★第1・2支部 地域の歴史を学ぶ勉強会 18:30 奥沢区民が9-第1集会室

24(火) 正副会長会議 13:30 いであ㈱内ホール 常任理事会 14:00 いであ㈱内ホール

> 理事会 15:00 いであ㈱内ホール

11月・12月・1月の行事予定は10月15日現在のものです ★印は一般の方も参加できる行事です お問い合わせは玉川法人会事務局まで

# 12月の行事予定

2例 税に関する絵はがきコンクール表彰式 16:00 玉川税務署

# 令和3年 1月の行事予定

18億 公益事業推進委員会 16:00 法人会事務局 29億 正副会長会議 14:30 いであ㈱内ホール 理事会 15:00 いであ㈱内ホール 役員推薦委員会 17:00 いであ㈱内ホール

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。	
令和2年11月分の源泉所得税の納付期限	令和2年12月10日(木)
令和2年9月決算法人の確定申告期限・納付期限	令和2年11月30日(月)
令和3年3月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	令和2年11月30日(月)
消費税の中間申告期限・納付期限	令和2年11月30日(月)
令和2年12月決算法人の第3四半期分、3年3月決算法人の半期分・第2四半期分、	
令和2年12月分の源泉所得税の納付期限	令和3年1月12日(火) 名
令和2年10月決算法人の確定申告期限・納付期限	令和3年1月4日(月) 令和3年1月4日(月)
令和3年4月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	令和3年1月4日(月)

令和3年1月決算法人の第3四半期分、3年4月決算法人の半期分・第2四半期分、3年7月決算法人の第1四半期分

# 法人会とは。

### ●よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です。

消費税の中間申告期限・納付期限

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。 そんな経営者の皆さんを支援する組織、それが法人 会です。

云くり。 法人会は現在、全国に80万社、東京都内に48の単位会、12万社の会員企業を擁する団体として大きく発展しています。 税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、 会員の研さんを支援する各種の研修会、また地域振 興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的 に行っています。

### ●法人会は企業の間から 自主的に誕生した団体です。

令和3年1月4日(月)

1947年(昭和22年)4月、わが国の税制はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度へと移行し、法人税も新しい制度へ生まれ変わりました。しかし当時の社会経済状況は極めて悪く、経営者が難解な税法を理解して自主的に税金を申告できるかどうか、危ぶまれていました。このため、納税者が自ら申告納税するには、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じてきました。

た人会は、このようにして企業の間から自発的に生まれてきた団体です。

# ○○○ 理事会。委員会。部会活動報告 ○○○○

# 令和2年度 第3回 理事会

日 時 9月16日(水) 15:00~17:00 場 所 いであ株式会社 本社1階 参加数 26名

なかなか出口が見えないコロナ下で、第3回目の理事会が行われました。理事会の成立の定足数は24社で、これを辛うじて上回る出席者数でした。ギリギリまで出欠を検討されていた方も多数おられました。しかし中々状況も苦しく逡巡されておられたのでしょうか。それでも少しずつ動き始めているように見えますが、一刻も早く正常な生活に戻れることを祈るのみです。

### 次 第

- 1. 会長(代表理事)より業務遂行状況の報告
- 2. 税務署長挨拶
- 3. 報告事項
  - (1) 支部・部会の事業計画・予算執行計画状況
  - (2) 令和元年度会員勧奨実績上位3支部表彰
  - (3) 令和2年度入退会状况
  - (4) 大型保障制度役員加入率向上施策他
  - (5)業務執行理事から業務遂行状況の報告 (書面による報告)
  - (6) その他 マイナポータルの説明と理事会出席者へ のアンケート

### 4. 審議事項

- (1) 規程の改訂
- (2)「税を考える週間講演会」について
- (3) 事業内容変更届け

以上





# 法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」まとまる

# コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、 中小企業に実効性ある支援と税制措置を!

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」が、9月24日の公益財団法人全国法人会総連合 (以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「中小企業が事業継続するための税制措置」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」からなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長 あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

### 税・財政改革のあり方

### 1.新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

○新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、 資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。そ の経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を 守るための支援策を引き続き講じていく必要があり、 国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申 請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を 確保することが重要である。

○新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和を、スピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要があるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮し、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」に よって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、

「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

### 3. 行政改革の徹底

○新型コロナウイルス対策についても、政治の対応が迷走、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかとなった。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制と国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制を求める。

# Ⅲ 中小企業が事業継続するための税制措置

### 1. 法人税関係

○中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅し、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

〇中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、それが直ちに本則化することが困難な場合は、令和3年3月末日となっている適用期限を延長する。

- ○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化すべきである。
- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 税制上の措置については、新型コロナウイルスの収 束時期が不透明であることから、中小企業の厳しい 経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度 を拡充すること。

### 2. 消費税関係

○昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより 重要な課題となっている。消費税の制度、執行面にお いてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

### 3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減、あるいは免除する本格的な事業承継税制の創設を求める。

○相続税、贈与税の納税猶予制度は、猶予制度では なく免除制度に改める。新型コロナの影響などを考慮すると、平成29年以前の制度適用者に対しても適 用要件を緩和するなど配慮すべきである。国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周 知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するた めには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、これから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念されるため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

### 4. 相続税・贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、基礎控除を引き上げ、相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げるべきである。

### 5. 地方税関係

○固定資産税については、令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

### Ⅲ 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

## 製 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度~令和2年度)」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

# V その他

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」で ご覧いただけます。

https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/

—— 東京法人会連合会 ——

# 研修委員会

### 「税を考える週間 オンライン講演会」 へ参加のご案内(最終頁参照)

日 時 11月12日休 18:00~19:30

場 所 ZOOM (インターネット上)

詳 細 最終頁参照

### コロナに負けない

コロナによるパンデミックは、日本の世の中の動きを止めてしまいました。我が玉川法人会も今年に入ってからほとんどの活動を休止しています。今のところ年内はこのような状態が継続していく事でしょう。

法人会の事業の中でメインとなっているものの一つに税を考える週間に催す講演会があります。今までは200人以上の参加者を大きな会場に集め行ってきました。しかし今年は3密を避けるため、そのような形での開催は不可能です。それでも何か創意工夫を持ってできないかと、理事会で議論が重ねられました。

最初は「中止」から「ユーチューブ」そして「Zoom」と変わって行っての講演会に対応することになりました。一同に集まればなんとい

う事もない打ち合わせもメールや電話を使って何回も行いました。映像担当、司会、広報から花束、その他細かい事まで進めてきました。なにぶんにも皆初めてなのと未経験から精神的に研修委員会のメンバーが疲れ果てている中で、コロナでの陽性者を出さないように大変な苦労の連続でした。

講師を探すのは、今までも結構苦労していましたが、このような状況で引き受けてくださる方はいるのかと途方にくれました。しかし、幸いなことに税務署長を何回か務められ、その後税理士となられ、「所得税」はじめ多数の著書をお書きになっている小田 満先生に、9支部関係のつてでお願いし、快諾していただきました。

今年の講演会は家で見ることができます。皆さんこぞってご覧ください。またご家族、知り合いの方々への拡散もお願いします。そして不自由な環境にありながら頑張ってこられた研修委員会はじめ法人会の皆様へのお礼と講演会の無事開催と終了を願います。皆様本当にご苦労様です。

(研修委員会委員長 大嶽 公彦)

# 女性部会

### 絵はがきコンクール選考会

日 時 10月14日(水) 13:00~16:00 場 所 玉川税務署 3 階会議室

参加数 20名

- · 玉川税務署長 宮部国輝様/副署長 佐々木裕 司様/統括官 三平国誉様/上席 鈴木哲明様
- · 都税事務所長 栗原哲明様
- ·世田谷区 財務部長 小湊芳晴様/課税課長 古川雅也様/課税課管理係長 林恵理子様
- · 玉川法人会会長 阿部友太郎/副会長 坂東義 治
- ・絵はがきコンクール担当:女性部会長 松野京 子/副部会長 橋本文子・田村尚美/青年部会 長 上田恭子/顧問 山本初枝
- ・審査専門家:岡村くみ子/清水正広/斉藤梨生 希/廣部雅子
- · 事務局 鈴木幸枝



たくさんの作品の応募がありました

例年とは違うスケジュールで絵はがきコンクールの準備を進めて、なんとか選考会の日を迎えることができました。

今年はコロナの影響で参加小学校の総数は減りましたが、それでも応募総数295通。

思っていた以上の作品が集まり、皆さん楽しみにしてくださっていたことが良く分かり、実行委員としては肩をなでおろしています。

小学生らしい絵や、子どもとは思えない力作 や、今年もたくさんの名作が集まりました。

力作揃いで、玉川税務署長をはじめ審査員の皆さん、選ぶのに一苦労のようでした。

金賞として、玉川税務署長賞、世田谷都税事務所長賞、世田谷区長賞、玉川法人会会長賞、女性部会長賞の5名。銀賞・優秀賞5名。銅賞・玉川法人会賞10名。そして入選20名が決まりました。

例年通り、玉川髙島屋の地下通路に上位10名

の絵はがきが展示されます。あとは表彰式を待 つばかり・・・・

この絵はがきコンクールに参加したことが、 良い思い出となってくれることを願って止みません。

(女性部会副部会長 田村 尚美)



それぞれの金賞を手にする皆さん

# コロナ時代に生きる

コロナウイルスが発生して以来約10か月が経ちました。世界中で撲滅の兆しが見えるような、見えないような日々が続いていますが、医療現場をはじめとして私たちは、このウイルスの根絶に挑戦し、逞しく乗り越えていこうと日夜奮闘しています。

今号のたまでんBOARDではこのコロナの時代に様々な暮らし方をしている方々の記事をご紹介いたします。

家族のあり方も見つめ直す―コロナ後の日常 産業カウンセラー 柏木 勇一

### ◆在宅勤務で知った家族関係

地域によって程度は異なりますが、新型コロナウイルス感染問題は、「ステイ・ホーム=家にいなさい」という現象が示すように、働く人々とその家庭にも影響しました。感染拡大が終息したわけではありません。コロナをめぐる様々な対応が、働き方や家族のあり方に与えた課題は大きく、新しい日常のあり方が問われています。

働く現場の変化は、在宅勤務、テレワーク、 リモート会議などの言葉に示されています。これも地域によって、そして工場など業種業態によっても異なりますが、「自宅での仕事に集中したいが、学校も休みでみんな家にいる。うるさくて集中できない。つい、妻や子どもに怒鳴ってしまった。どうしたらいいか」という相 談が4月、5月は結構ありました。コロナウイルスが投げかけた問題のひとつとして、家族のコミュニケーションの重要性を感じました。「家族の新しいあり方を見つめ直す機会」と、とらえてみませんか。

### ◆家族みんなを尊重していますか

こういう質問を、相談をしてきた方に投げかけました。電話での話し合いです。ちょっと沈黙がありました。もし面談だったら、視線をずらして考え込んだかもしれません。出てきた答えは「急にそう言われても、尊重なんて普段は考えていませんね」でした。

家族間のコミュニケーションには、夫婦と親子という2つの関係性があります。 どちらにも大切なことは、相手を尊重できるかどうか、ということです。子どもは子どもの、母親なら母親の、それぞれ異なる人格、価値観、考え方があることを忘れないでください。一応、ここで

の子どもは、小学校高学年以上を想定しています。その人となりは形成されています。子ども 扱いすると危ないです。自分本位の大人の考え 方を優先して対応すると、親子の間に溝が生じ ます。夫婦間でも同じでしょう。

イライラしている時は、自分自身の価値観を 前面に出している時です。いったん気付いたら、 相手の立場も考えてください。学校に行けない、 外で友達と遊べない、子どもだって悩んでいる んだ、と考えることができれば怒鳴らないで しょう。この話をした時、相談者からは「みん な辛いんですよね」と納得の言葉が返ってきま した。

### ◆アイ(I)メッセージのコミュニケーションを

これは、「あなたはダメだ。あなたは間違っている」と伝えるのではなく、「私はこう思う」と、自分を主語にして、自分の気持ちや考え、時には感情を言葉にして伝えることです。この話し方のメリットは、相手に意見を押し付けるような印象を与えないことです。つまり相手を尊重するコミュニケーションです。例えばテレ

ワークの準備で資料を作成中、子どもが隣でゲームを始めました。「父親が仕事中にゲームとは何だ、けしからん」と思い、イライラが強くなると、「うるさい」と大声が出ます。こんな時「外に行けないからお前もイライラしているのは分かる。こっちの仕事が一段落するまで30分でいいからゲームはやめてくれないか」という言葉が出れば、子どもも分かってくれるはずです。

コロナ禍がもたらした職場と家庭の変化。危機感を持つことも大事ですが、新しい試みを考え実現していく好機ととらえることも欠かせないでしょう。家族関係の見直し、親子間の信頼につながります。ここで示した、相手を尊重するコミュニケーションは、家庭だけではなく職場でももちろん通用します。ぜひ試みてくだい。

【筆者紹介】柏木勇一(かしわぎ・ゆういち) 1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

### 新しい生活様式

100年に一度というパンデミックに遭遇して、私たちの生活が大きな影響を受けています。

法人会の活動も軒並み中止が続き、様々なイベントや会合で顔を合わせていた方々との交流が途絶え、もう10ヶ月近くになろうとしていて、まだ続きそうです。

効率重視で簡単、便利な大都会の生活が一番 打撃を受けているように思えます。日々の生活 も激変し、公共交通機関も乗らず、自宅のまわ りを自転車や徒歩で動き回るのみです。これな らば豊かな自然に囲まれた田舎でテレワークが できれば、それはそれでゆとりのある生活と言 えるのではないかと考えたりもします。

今回のコロナによる一連の出来事により、お 金が通用しない(あってもマスクも買えない)、 もしくは稼ぐ手段も制限された挙句、不自由な 生活をおくることになりました。また今後の予 測もたちにくくなっています。

さらにここに来て我が家にとんだハプニングが起こりました。水道管の劣化による水漏れです。大工事が必要とのことで2週間は水が使え

ない(下水も)というのです。出費も痛いのに加えて住むところを急遽探すことになりました。何とか近所の公共施設で安い所を探し、そこで不便な生活を強いられました。何もこんな時にと思いましたが、これも試練と考え色々な意味で自分たちの生活を見直し、考えるきっかけになったと思います。

会員の皆さんと再びお会いできて互いの近況 を語り合える日が来ることを祈っています。

(広報委員会委員長 第9支部 松山仁)



散歩の途中で自撮り。バックは砧図書館

### コロナ禍でもできることを!

青年部会を率いてようやく1年……さぁこれ から!そんな頃に、新型コロナウィルス感染防 止対策のため、予定していた青年部会活動もそ のほとんどが休止。皆様のお手元に届いている と思いますが、1年間の活動記録をまとめた 「HABATAKI60号」の冊子発行が、令和元年 度最後の事業でした。 令和2年度の事業は大幅 に減っておりますが、少しでもできることを、 という思いから、オンラインによる全体連絡会 の実施。また、トップランナー研修会、HABATAKI 61号発行の企画が開始いたしました。今後は租 税教育の一環として、イータ君ペーパークラフ トの配布を予定しているほか、青年部会オンラ イン勉強会、SKT連絡会、青年部会40周年記念 事業など、来年に向けての準備も進んでいます が、例年のように気軽に交流することが難しく なっていて、残念に思っています。早く元気に 事業が実施できるように祈るばかりです。

個人的なことですが、髪の毛の寄付(ヘアド

ネーション) をしました。 以前玉川法人 会のセミナー で、寄付した 髪が病気やケ ガで髪を失っ た人の医療用 ウイッグを作 るために使わ れると知った ことがきっか けです。自分 の髪の毛が、 どこかで誰か の役に立って



ヘアドネーション (髪の毛の寄付) のためバッサリ!!

いると思うことで、私自身も前向きになれたような気がします。まだまだ厳しい時代ではありますが、これからも自分でできる活動を進めていきたいと思います。

(広報委員会 副委員長 第9支部 上田 恭子)

### 感染に気をつけて楽観主義で

私の故郷、新潟県南魚沼地方に「あちこたねえ」と言う方言がある。「案ずることはない」という意味で、悩んでいる人や困っている人に対し「心配するな、あちこたねえよ」とか「あちこたねえから頑張れ」と励ましの言葉として使う。沖縄地方の「なんくるないさー」やでもうセラやモーマンタイ(無問題)と同義語である、この方言は、悩みを抱えている人の気持ちを少しでも和らげてあげるという、人間味の溢れる温かい言葉で故郷の方言の中で好きな言葉の一つである。

コロナウイルスが発生して10ヶ月が経った。 当初ゴールデンウイークがあける頃には終息するだろうと呑気に構えていたが、一向にその終 焉の兆しが見えず、感染者数が世界で3000万人 に達し、死者に至っては100万人を超える勢いで 蔓延してしまった。現況としては第2波の真っ ただ中にあり、この冬もインフルエンザの到来 とともに第3波が押し寄せる年末・年始となる のではと予測されている。

この8か月間都内在住の私たちはマスコミで「クラスターの発生は東京由来」と揶揄され、

車で外出した際は、「疫病神が来た」などと白い目で見られ、肩身の狭い生活を余儀なくしいれられてきた。法人会活動においても全ての行事が足止めとなり、類を見ない大変な年となってしまった。わが社の経済活動もあっという間に売上減となり、緊急避難の手当の持続化給付金も焼け石に水。

見通しも立たず「この先どうなることやら」と思っていた時に上記の言葉を思い出した。武漢から始まったコロナウイルスも、トランプ大統領のように中国に責任を押し付け解決ができるのなら一番楽ではあるが、全世界に流布してしまったコロナウイルスに対して、日々愚痴を言ったり嘆いたりせずに、なんとかワクチン等の良薬ができるまで、感染しないように気を付けながら楽観主義の「あちこたねぇ」で行こうと思っている。

かまやつひろしも「どうにかなるさ」と唄っていたし、バカボンのパパも「それでいいのだ〜」と叫んでいた。個人の力ではどうすることも出来ない今日、良薬ができるまで、今こそ「大丈夫 あちこたねぇ」と自己を励ましながら乗り越えて行こうと決めている。

(広報委員会 副委員長 第4支部 鈴木 健二)

### 玉川税務署からのお知らせ

### 年末調整手続の電子化をご検討の方へ



# 

### 年末調整手続の電子化とは

令和2年10月以降、年末調整手続の電子化によるバックオフィス業務の簡便化ができるようになります。



### スケジュール例(令和2年12月まで)

対応

※年調ソフトを利用した場合

令和2年分の年末調整電子化に向けたスケジュール案です。具体的な内容については、対応するパンフレットをご覧ください。

	パンフ	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国税庁からの 情報提供等	_	<b>★</b> FAQ	(公開済)	★年調:	★パン: ノフト イプ公開	★マイナ	├ポータル <del>「</del> スト開始		★マイナ	ノフト公開 ・ポータル ス開始	
〔勤務先側の準備〕				7-17	12 4171	12.170 7	V VI [20]		_	· · · · · · · ·	
従業員へ マイナンバー カード取得依頼											
実施方法の検討	勤1							, I			
給与システム の改修等	勤2										
税務署への届出	勤2							·			
従業員へ年末調整 実施手順を周知	勤1										
年税額計算 ·精算処理	_										
〔従業員側の準備〕											
マイナンバー カードの取得											>
年調ソフトの取得※	従1										
保険会社等と マイナポータル との紐づけ作業	従2									>	
控除証明書等 データの取得	従1										
控除申告書デ─タ 作成・提出	従3										

※ 勤務先が控除申告書データを作成するためのアプリを配付する場合は 「年調ソフトの取得」は不要となります。

- 次ページ:どんなメリットが?

### 電子化のメリット

年末調整手続の電子化とは、年末調整の際に、

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等をデータで取得し、
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などをデータで作成、
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先にデータで提供し、
- ④ 勤務先において、提供されたデータを基に年税額を自動計算し、提供されたデータを保管するもので、以下のようなメリットがあります。

### 勤務先のメリット

1 保険料控除や配偶者(特別)控除の控除額の検算が不要 従業員が、年調ソフトの控除額の自動計算機能を利用して保険料控除申告書や配偶者控除等申告書を作成する ことにより、これまで給与担当者の負担となっていた、控除額の検算事務が不要となります。

- 2 控除証明書等のチェックが不要(従業員が控除証明書等データを利用した場合) 従業員が保険料控除申告書の作成の際に控除証明書等データを利用すれば、給与担当者が毎年行っていた、従業 員が提出した保険会社等の控除証明書等(書面)との突合作業が不要となります。
- 3 従業員からの問合せが減少

年調ソフトの入力支援機能や、今後設置予定の「年末調整電子化ヘルプデスク(仮称)」を利用することにより、従業員から給与担当者への問合せが減少することが見込まれます。

4 年末調整関係書類の保管コストの削減

従業員から提供されたデータを原本として保管するため、書類の保管が不要となります。(従業員から書面で提出を受けた書類がある場合は当該書類の保管が必要となります。)

### 従業員のメリット

1 控除額等の記入・手計算が不要

これまで従業員が手計算していた配偶者(特別)控除や生命保険料控除の控除額について、年調ソフトに必要な項目を入力又は控除証明書等データを取り込むことにより、自動計算することができます。

また、「マイナポータル連携」を利用すれば、加入している保険のデータ等を年調ソフトに自動入力することができます。

- 2 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要 控除証明書等(書面)を紛失した場合は、これまで保険会社等に再発行を依頼していましたが、データ取得の場合、 誤ってデータを消去してしまったとしても、迅速に再取得することができます。
- 3 データ提出なら押印が不要 データ提出なら電子署名又はパスワードで提出できるので、テレワークの方などが押印・提出のために出社する必要がな くなります。
- 4 勤務先からの問合せが減少

年調ソフトの入力支援機能を利用することにより誤りのない控除申告書が作成できますので、控除申告書の提出後、 勤務先からの控除申告書の内容についての問合せが減少することが見込まれます。

O:年調ソフトとはなんですか?

A:年調ソフト(年末調整控除申告書作成用ソフトウェア)とは、年末調整手続の際に従業員が作成する年末 調整申告書を作成するために、国税庁が無償提供するソフトウェアです。(令和2年10月から利用可能予定)

Q:マイナポータル連携とはなんですか?

A:マイナポータル連携とは、従業員が年末調整申告書データの作成中に、保険料控除等で使用する控除証明書等データを、マイナポータル経由で一括取得する機能のことです。

年末調整手続の電子化、マイナポータル連携については、国税庁ホームページに詳しい情報を掲載しています。

こちらの2次元コードからご覧ください⇒



# 国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

### 申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難に するおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること
- ※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

### 納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
  - A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
  - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
  - C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
  - D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
  - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
  - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること(上記「①F」の場合は納期限までの提出)
- ④ 原則として、担保の提供があること
- ※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

### 猶予が認められると…

- ・猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。



### 申請のための書類

### 猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
- ② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③ 担保提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

### 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当 する担保を提供する必要があります。

なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

### 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や 収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができると認めら れる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、 猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。

### 猶予の取消し

### 次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・分割納付計画のとおりの納付がない場合
- ・猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった 場合 など
- 申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引」をご覧ください。 「猶予の申請の手引」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご覧いただけます。
- 国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。 国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。 また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

〈特別寄稿〉

# 植物の接着、酵素で自在に キクの台木にトマトの実

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

異なる種の植物を接着して1つの植物として育てる「接ぎ木」は、両方の植物の優れた特徴を「いいとこ取り」できるため、古くから農作物の生産に広く利用されてきました。相性があり、同じ科の近縁種同士でしか行えないのが難点でしたが、名古屋大などの研究チームが最近、どんな植物も自由自在に接着できる酵素をタバコ属の植物から発見。農作物生産の可能性が、大きく広がるかもしれません。

### ■農業に不可欠な「接ぎ木」

日本でも古くから行われている接ぎ木は、作りたい作物の茎(接ぎ穂)を、台木となる根側の植物につなげ、それぞれの長所を生かした作物を育てる技術です。農作物ではトマトで6割以上、キュウリは9割以上で接ぎ木の苗が使われ、生産に不可欠となっているそうです。

たとえばトマトの場合、現代の消費者には甘さが強く求められますが、甘い実をつける品種の多くは植物の病気に強くありません。一方、病気に強い品種の多くは甘い実をつけません。そこで甘い実の品種の茎を、病気に強い品種の台木につなげる接ぎ木が行われています。

ただ、これまで接ぎ木は同じ科の近縁種でしか実現していませんでした。遠い科の植物同士をつなごうとすると、すぐに枯れてしまい、うまくいかない理由は謎となっていました。そんな中、接ぎ木の仕組みの研究に取り組む野田口理孝・名古屋大准教授らが、タバコの原料となるナス科タバコ属の植物の仲間が、近縁種以外とも接ぎ木ができることを発見したのです。

### ■「科の壁」越えた接着酵素

多様な植物で試したところ、カボチャやキュウリ、ニンジン、キャベツなどの野菜類、ブドウやリンゴ、ヤナギ、ポプラといった果樹・樹木など、科の壁を越えた38科73種との接ぎ木に幅広く成功しました。

タバコ属植物の茎を別の植物の台木につなぐ 実験でしたが、チームはこんな形にも挑戦しま した。キクの台木に接ぎ木したタバコ属植物の 上にもう1つ、トマトをつないでみたのです。

すると、トマトは1カ月を過ぎても枯れず、 小さな赤い実をつけました。ナス科であるトマ トは本来、キク科の植物とは接ぎ木ができませ ん。けれど、中間に接着剤代わりのタバコ属植 物をはさむことで、できないはずの接ぎ木が実 現しました。 続いてチームは、タバコ属植物と他の科の植物を接着した部分で、何が起きているかを調べました。その結果、接着面ではタバコ属植物から、細胞を取り囲んで支える細胞壁という組織を溶かし、両方の植物の融合を促進する酵素が分泌されていることを突き止めました。

### ■効率的な農業生産に応用へ

この酵素は、接ぎ木が失敗したケースでは分泌されていませんでした。さらに、成功した組み合わせでも、酵素の分泌を抑制してみると成功率は大きく低下。これらの結果から、成否の鍵は接着剤の役割を果たした酵素であると結論づけました。

科の壁を越えた接ぎ木は成功しましたが、研究はまだ始まったばかり。実用化に向けて、今後はきちんと生長できるか、問題が起きないかなどを検証していく必要があります。

それでも、接着剤役の酵素の働きをうまく利用すれば、さまざまな長所を持った植物を接ぎ木で自由自在に組み合わせ、消費者のニーズに応じて付加価値の高い多様な品種を効率的に生産できる可能性があるため、期待は大きくふくらみます。

野田口准教授は「将来はタバコ属植物を接着 剤として使わなくても、酵素を合成して投与す ることによって、近縁種の接ぎ木でも生じるこ とが多い植物同士の相性問題を解決できるかも しれません」と話しています。

【筆者紹介】伊藤壽一郎(いとう・じゅいちろう) 東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に 入社し、文化部、経済部、社会部などを経て 2002 年から科学部。現在は文部科学省の科学技 術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、 化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象と している。著書に「生きもの異変 温暖化の足音」 (共著、扶桑社刊)、「新ライバル物語 闘いが生 む現代の伝説」(共著、柏書房)などがある。 公益社団法人 玉川法人会 🦈 🛂 🛰



# 「税を考える週間」🖳





税 直 受 受 性 品 発表

演題:

人生100年時代の 財産承継と税金

講師:小田 満 氏

内容:

・金融商品の多様化と課税の現状 まずは金融商品の種類を知り、 それぞれの課税方法を理解するお話

・長期・積立・分散と相続 投資を使った相続有利のお話 下落してもお得なケースもあるお話

近年人気の投資商品と税金
トレンドな金融商品の投資知識を高め、
危険を回避しつつ、手取りを増やすお話

### 開催日:

令和2年11月12日(木)

時間:

午後6:00~午後7:30

場所:

ZOOM (インターネット上)

※あらかじめ、ご利用になるパソコン又はスマートフォンへZOOMのアプリケーション(無料)を ダウンロードして使用できる状態にしておく必要があります。

### 申込方法:

参加ご希望の方は、公益社団法人玉川法人会ホームページ(http://www.tamagawa.or.jp) よりお申し込みください。折り返しオンライン講演会の参加方法についてご案内させて頂きます。

無料

### <小田 満 氏 プロフィール>

昭和50年税務大学校本科卒業。 昭和56年税務大学校研究科卒業。 国税庁勤務通算22年の後、町田・横浜南、 板橋の各税務署長を経て、平成19年税理士登録。 平成22・23年度税理士試験委員。 平成23~28年度税理士桜友会専門相談員。 現在、税理士・行政書士・事業承継コンサルタント 一般社団法人 日本食医食協会の顧問

### <主な著書>

- 「金融商品種類別の所得税の要点解説」
- 「基礎から身につく所得税」
- 「農家の所得税一間一答」
- 「Q&Aプロ選手・開業医・芸能人等の特殊事情に 係る所得税の実務」

# 広報委員会 ホームページグループからのお知らせ

# 新型コロナウィルス感染症に関する支援策等を掲載中!

# 決算、助成金、補助金などの情報もご確認ください



### 広報委員会では、「たまでんBOARD」と「ホームページ」で情報の発信に努めています

各支部、部会より選出された委員の皆様との連携で下記を進めています。

- •たまでんBOARDに掲載する内容の検討
- ・ホームページでのPR、表現の是非 など

これからもたまでんBOARDとホームページを通じて、新型コロナウィルス感染症に関する支援策等、お知らせしてまいります。

玉川法人会ホームページは日々少しずつ更新しています。ぜひ活用ください。

http://www.tamagawa.or.jp/

玉川法人会

